

暗号資産の課税が 大きく変わります

令和8年度税制改正大綱 申告分離課税への移行に関するご案内

現行
最高
55%
総合課税(累進課税)



改正後
一律
20%
申告分離課税
(所得税15%+住民税5%)
※別途、復興特別所得税(所得税額の2.1%)が加算されます

改正のポイント(令和8年度税制改正大綱より)

1 申告分離課税の導入

特定暗号資産の譲渡等による所得は、他の所得と分離して一律20%（所得税15%+住民税5%）の税率で課税されます。現行の総合課税（最高55%）から大幅に改善されます。
※別途、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が加算されます（2037年まで）

2 対象となる暗号資産（特定暗号資産）

金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等が対象です。すべての暗号資産が対象ではなく、登録された「特定暗号資産」に限定されます。対象銘柄は法令改正後に確定します。

3 損失の繰越控除（3年間）の創設

特定暗号資産の譲渡損失を、翌年以降3年間にわたり繰り越して控除できる制度が創設されます。株式等の損失繰越と同様の仕組みが整備されます。

4 取引業者による報告義務

暗号資産取引業者は、取引を行った居住者等の氏名・住所・個人番号・取引内容等を、翌年1月31日までに税務署長へ報告書として提出する義務が設けられます。
※なお本報告義務の適用は、課税変更（分離課税）の適用開始日の翌年1月1日以後の取引から

適用開始時期の目安

金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年1月1日以後の取引から適用
・・・翌年1月1日～（施行年次は金融商品取引法改正の国会審議次第）

本改正は「金融商品取引法の改正法の施行」を前提条件としています。国会での法律改正の進捗によって施行時期は変動します。

出典：令和8年度税制改正の大綱（2025年12月26日閣議決定）財務省
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/index.html

税理士法人プロネットNext

TEL：092-474-7838 〒812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵2-7-14